

「日本語は「主体的」な言語か:『認知言語類型論原理』について」

(https://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=53475&item_no=1&attribute_id=19&file_no=1)

「京大の博論を元にした本が東大紀要の書評でフルボッコされてる件」

(<https://anond.hatelabo.jp/20191114122611>)

次頁の事実を踏まえれば、「日本語は「主体的」な言語か:『認知言語類型論原理』について」が、どの程度の理解レベルによって書かれ、どの程度の学術レベルによる指導・評価を経て出版されたものなのか、判明するのではないのでしょうか？

また、どのような文脈の中で「京大の博論を元にした本が東大紀要の書評でフルボッコされてる件」がネットに出されているのかも、判明するのではないのでしょうか？

対象とする研究の批判を通して、新たな研究領域を切り拓いて行くことは、学問・研究の健全なありようです。ただし、対象とする研究の内容を理解するレベルにも達していない言説が、下記の経緯で学術研究機関が発行する研究紀要において「論文」・「書評」という名を纏っていることに対しては、当該学術研究機関の研究倫理判断を知りたいと考えています。

ご論考につきまして

2019年 10月 20日(日) 14:19

田中 太一 様

失礼いたします。

『東京大学言語学論集』 第 41 号を受け取らせていただきました。東京大学言語学研究室と接点はありませんので、なぜ、お送りいただいているのか判りませんでしたが、中野の著書に対してのご論考が含まれている為と理解させていただきました。

興味深く読ませていただきました。学問研究というのは、対象研究を批判することで、それを超えるものを生み出せば進歩・発展に繋がっていくものと考えます。今の段階ではご主張の要領を得ることが難しいですので、中野が提示しました日本語に生じる種々の文法現象の問題を、田中さんがお持ちのパースペクティブで解明・説明しているものを、お送りくださればと思います。特に、触れられておられませんでした日本語の「形容詞」及び英語の「中間構文」等の問題を解明・説明するパースペクティブのご提示をいただければ、田中さんのご論考の主旨もより理解させていただけるのではないかと考えます。

認知言語学は理論言語学の領域にあるものですから、そこでの良い理論とは、広範囲な言語現象を統一した視点でより説明できているかに依るものと考えます。中野が提示させていただきましたパースペクティブよりも、田中さんが提示されますパースペクティブの方が、より広範囲に種々の言語現象を説明されておられるのでしたら、優れた理論の構築を為されていると思います。

下記は、中野の英文論考をお読みいただいた Langacker 教授からのメールの一文で、お互いの共有意識かと思えます。

I do recognize the sorts of differences you are getting at, considerably more is needed to determine their extent, importance, and detailed treatment.

ご論考、お送りいただきましたこと、お礼を申し上げます。ただ、こうしたものをお送りになられるときには、送付状を添えられるのが、人としての礼儀ではないかと思いました。

ありがとうございました。

関西外国語大学

短期大学部

中野 研一郎

2019年 10月 20日(日) 14:19

中野 研一郎 様

2019年 11月 8日(金) 16:34

田中太一さんに先日お送りいただいたメールについて、田中さんから相談を受けた『東京大学言語学論集』編集委員会を代表して西村がお返事することになりました。

まず、今回『東京大学言語学論集』をお送りするという判断は、もちろん田中さんと相談した上ではありますが、編集委員会によるものですから、送付状の件について田中さんにはまったく責任はありません。送付状が添えられていなかったのは、今回のような場合にそうすることが編集委員会では慣習化されていなかったためです。そのために不快な思いをされたのであれば、その責を負うべきなのは編集委員、とりわけ田中さんと相談した私ということになります。

次に、田中さん宛にお送りいただいたメールの田中論文の内容に関わる部分は、私には以下の二つのどちらかを主張されているように読めたものの、どちらが正しい解釈なのか判断がつきかねています。

- A: 田中論文の批判は妥当だが、「認知言語類型論」には放棄するには惜しい美点があるため、そこを正当に評価すべきだ。全面的な撤回を望むなら対案を出す責任がある。
- B: 田中論文の批判はおそらく妥当ではない。しかし、どのような主張を行っているのか理解できないため、田中さん自身の理論の全体像を示すべきだろう。

言うまでもないことですが、田中論文で提示された批判が成立しているかどうかは、田中さん自身の理論とは全く独立です。したがって、編集委員会としては、もし A の解釈が正しいのであれば、指摘された誤りを認めた上で美点を主張されればよく、もし B の解釈が正しいのであれば、田中論文への反論をしていただければよいと考えます。(いずれの場合でも、『東京大学言語学論集』にご投稿いただくことは可能です。)

なお、田中論文のもとになる論文は西村の主催する研究会（認知文法の専門家が毎回複数参加しています）において発表され、批判の公正性と妥当性はもとより、論理的整合性、表現の明晰性、言語事実の把握、等の観点から徹底的な検討を受けており、お送りした論集に掲載された田中論文はその検討を十分に踏まえて提出されたものであるため、田中論文のもとになる発表の検討に関わったこの研究会のメンバーは（もちろん私を含めて）田中論文の内容を正しく理解した上で批判の内容に全面的に賛同していることを申し添えます。

『東京大学言語学論集』編集委員会を代表して 西村義樹

※『東京大学言語学論集』に投稿される際は、最新号の巻末にある募集要項をご参照ください。また、以下のページも適宜ご参照ください。次号の締切は2020年4月24日必着です。

<http://gengo.l.u-tokyo.ac.jp/index.php/tulip/>

『東京大学言語学論集』編集委員会

2019年 11月 8日(金) 16:34

メールを受け取らせていただきました。今回いただきましたご論考の内容、またご論考の送付の在り方、及び当方の返礼に対するご対応の在り方につきましては、種々の問題があるかと考えますので、以下に記させていただきます。

- ① まず、事態把握の在り方とその創発結果である言語現象(構文・文法カテゴリ)の間にある類像性の否定は、認知図式を用いたラネカーの研究パラダイム自体の否定となります。
- ② ラネカーの「主体化」事例として挙げておられる事例(3)(4)及び事例(5)(6)は、そもそも「主体化」現象ではなく、「比喩化」と「客体的事態把握の精緻化」の問題です。
- ③ 上記のことから、ラネカーはその後「主体化」の実相を「主語」における「主語性の消失」と「他動詞」における「他動性の消失」現象に見出していますが、「力動性の伝達」という客体化論理を基底とするパースペクティブでは、「中間構文」に生じている種々の文法現象に対する合理的な説明を保持することができません。
- ④ こうした問題の所在は、英語の論考をお読みいただいているラネカー教授と中野との間で確認・検討されることです。したがって、ラネカー教授本人でない諸氏が、ラネカー教授に成り代わってラネカー教授の理論を述べることは、『戦国策』が記するところと変わりがありません。
- ⑤ 中野の論考内容の纏めとされる「文字を持たない言語は、認知 PA モードという主観により世界を捉えるために、音と意味が必然的に結びつくのに対し、文字を持つ言語は認知 D モードという客観(という名の主観)により世界を捉えるために、「主語/目的語」・「態」・「時制」などの客観的カテゴリーを創発させる」一文は、そもそも内容を理解したことを示すものにもなっていません。
- ⑥ ご論考の送付者が論考作成者田中氏ではなく、『東京大学言語学論集』編集委員会の指導教官である西村教授であることを、今回いただきましたメールにより確認させていただきました。指導教官が匿名で、また、送付意図も示さずに、指導する学生・研究者の論文を論文内容の対象者に送付することは、大学教育において重大な倫理問題を生じさせます。それは、自身が対象論文に対して有効な対抗論を講ずることなく、指導学生・研究者の対抗論を論文対象者に匿名で送付することで、論文作成者と論文対象者の間のやりとりを匿名性の陰に隠れて覗き見ようとする意図が窺われるからです。また、田中氏自身も、対抗論をお書きになったのなら、途中でその責任を指導教官の西村教授に返されるのではなく、その責は最後まで負わなければならないことを自覚されるべきかと考えます。

西村教授の匿名性の陰に隠れた日本認知言語学会や認知言語学関係の研究者・翻訳書等に対する言動は、人道的・学問的及び法律の見地から見ても多大の問題を孕んでおり、東京大学の教育・研究倫理にも抵触する行為であると、弁護士との間で検討している状況であることを申し添えておきます。東京大学大学院人文社会系研究科文学部の自浄を願っております。

中野研一郎様

2019年12月2日(月) 19:40

先日いただいたメールに『東京大学言語学論集』編集委員会として回答させていただきます。

なお、以下の回答に対する根拠を明示した再反論以外の御返答は一切不要であること、万一そのような御返答をいただいた場合、編集委員会としては御返事するつもりは全くないことを予め申し上げておきます。

まず、提示された論点(1)～(5)はどれも、御主張の趣旨が分かりかねます。たとえば(4)は、第三者にとってそのような事情は知る由もなく、仮に知っていたとしても、そのことをもって中野説の批判的検討が禁じられることはありません。いずれにせよ、これらは『東京大学言語学論集』などの紙面でお答えいただくべきことであり、書面でのやり取りで論じるべき事柄ではないと考えます。

また、(6)に「田中氏自身も、対抗論をお書きになったのなら、途中でその責任を指導教官の西村教授に返されるのではなく、その責は最後まで負わなければならないことを自覚されるべきかと考えます。」とありますが、学問上の批判におっしゃるような意味での「責任」は生じないはずですが、もし送付状の件についておっしゃっているのであれば、既にお伝えしている通り、田中さんは発送者ではないわけですから、送付状に関する責任を負うことは論理的に不可能です。

さらに、(6)の「西村教授の匿名性の陰に隠れた日本認知言語学会や認知言語学関係の研究者・翻訳書等に対する言動」が何を指すのかが、西村委員自身だけでなく、西村委員の同僚、西村委員の研究仲間、西村委員の現在および過去の指導学生にはまったく理解できません。

翻訳書が『認知文法論序説』を指すとしたら、西村委員は2013年にこの翻訳書にはあまりに多くの誤訳と悪訳があることにたまたま気づき、そのような翻訳書が流通することによって優れた学術書である原著の価値が著しく貶められかねないことを憂慮したため、この翻訳書の担当編集者のお一人にお電話でそのことを率直にお伝えし、その後、最初の2章の翻訳の中の明らかな誤訳の一部(32箇所)、それらに対応する原著の箇所、およびそれらの箇所を西村委員自身が訳したもの(合わせて以下「資料」と呼びます)をその編集者の方にお送りしました。(最初の2章はランダムに選んだものであり、他にも同程度またはそれに劣る質の章が複数あることを申し添えます。)

その編集者の方(大学院で言語学を研究された経験があり、英語もよくできる人です)は西村委員がお送りした資料を詳しく検討された結果、西村委員と同じ憂慮を抱かれたため、監訳者である山梨正明先生にもその資料をお送りするとともに二人に共通の憂慮をお伝えし、速やかに何らかの対処をしてくださるよう依頼していただきました。

その際、資料の作成者が西村委員であることはもちろん、西村委員が相談した7名の研究者(英語の力に定評がある人ばかりです)も同じ意見であることも、当然その人たちの了解を得た上で、実名を挙げて

山梨先生にお伝えいただきました。

その後、山梨先生からは何ら対応策の提示がないまま今日に至っています。その間、西村委員は本務校や東京言語研究所を含む非常勤先での講義などで『認知文法論序説』が原著の理解に資する翻訳書ではないと自分が判断していることを、もちろん根拠も示して、明言してきましたが、これはそうすることが認知文法を長年専攻してきた西村委員の研究者としての義務であると考えたからです。

(言うまでもなく、監訳者である山梨先生から納得できる対応策の提示がないかぎり、西村委員としてはこのような形で自分の義務を遂行し続けるほかありません。)

以上のことから、『認知文法論序説』に関するかぎり、西村委員の言動には何ら「匿名性の陰に隠れた」面などないことは明らかです。それ以外の西村委員の言動に「匿名性の陰に隠れた」面があるとお考えなのであれば、そのような非難をなさる根拠を挙げられるべきであることも明らかなはずであり、もし根拠がないのであれば、そのような非難をされること自体に倫理的に重大な問題があると言わざるをえません。

お送りいただいた文面から判断すると、西村委員が田中さんをそそのかして『認知言語類型論序説』の書評論文を書かせた、あるいは、西村委員が田中さんの書評論文に大幅な実質の変更を加えたとお考えのようですが、もしそうであるならば、そのお考えはまったく事実と反すると断言できます。

西村委員は確かに田中さんの指導教員ですが、田中さんに限らず、西村委員は自らの指導する大学院生に対してそのような研究倫理に著しく反する行為に及んだことはこれまで一度もありません。言うまでもないことですが、そのようなまったく身に覚えのないことで非難されるのは西村委員としてはきわめて不愉快です。

ここでもまた、そもそも根拠を挙げる（この場合には、できるはずもありませんが）こともなくそのような非難をされること自体に倫理的に重大な問題があると言わざるをえません。

繰り返しになりますが、根拠を明示した再反論を別として、以上の回答に対する御返答は一切不要であること、万一そのような御返答をいただいても編集委員会としては御返事を差し上げるつもりは全くないことを申し添えます。

『東京大学言語学論集』編集委員会
«TULIP 編集委員会 tulip@l.u-tokyo.ac.jp»

2019年12月2日(月) 19:40

『東京大学言語学論集』編集委員会 編集委員長 殿
西村 義樹 殿
田中 太一 殿

2019年12月13日

- ① 「先日いただいたメールに『東京大学言語学論集』編集委員会として回答させていただきます。なお、以下の回答に対する根拠を明示した再反論以外の御返答は一切不要であること、万一そのような御返答をいただいた場合、編集委員会としては御返事するつもりは全くないことを予め申し上げておきます。」

→ 田中太一氏に対する中野の礼状に、返答を寄越してこられたのは、『東京大学言語学論集』編集委員会を代表してと名乗られた西村義樹氏であることをお忘れのようです。

- ② また、中野が『東京大学言語学論集』編集委員会宛に出させていただいたメール内容に対して、『東京大学言語学論集』編集委員会 編集委員長ではなく、再び1委員である西村義樹氏がメールを寄越してこられた事実は、『東京大学言語学論集』編集委員会が外部からの情報を共有できていない組織であるか、または、西村義樹氏個人の恣意が通る自律性が備わっていない組織であることを露呈しています。

- ③ したがって、そのような西村義樹氏の恣意が通る機関が選出している田中太一氏の『日本語は「主体的」な言語か：『認知言語類型論原理』について』という論考が、学問上の透明性・公平性が担保されたものと判断することはできません。このことから、田中太一氏も研究者としての学問的・道義的責任が問われます。

- ④ 「まず、提示された論点 (1) ~ (5) はどれも、御主張の趣旨が分かりかねます。」

→ 先のメールにて中野が指摘させていただいた論点の(1)から(5)の趣旨を西村義樹氏が理解できないと記されるならば、氏は認知言語学・認知文法論がどのようなパラダイムに基づく学問・研究分野であるかを、根本的に理解されていないこととなります。このことを以って、大修館書店から発行されてきましたシリーズ認知言語学入門の第4巻西村義樹編の『認知文法論 I』が、なぜ15年前後も刊行されなかったのか、また、その巻に掲載された西村義樹氏の論考がなぜあの水準に止まるのかの、理由が判明いたします。

- ⑤ また、上記の西村義樹氏の文言は、西村義樹氏自身は中野が著した『認知言語類型論』を読み・理解することもなく、「田中論文のもとになる論文は西村の主催する研究会（認知文法の専門家が毎回複数参加しています）において発表され、批判の公正性と妥当性はもとより、論理的整合性、表現の明晰性、言語事実の把握、等の観点から徹底的な検討を受けており、お送りした論集に掲載された田中論文はその検討を十分に踏まえて提出されたものであるため、田中論文のもとになる発表の検討に関わったこの研究会のメンバーは（もちろん私を含めて）田中論文の内容を正しく理解した上で批判

の内容に全面的に賛同していることを申し添えます。」と記されたこととなります。中野が提示した論点(1)から(5)は、田中太一氏の論考の中核問題でもあり、それさえも理解できずに上記文言を連ねながら編集委員を名乗る西村義樹氏に、学者・研究者としての、また、一般社会に生きる社会人としての誠実さ・品格を認めることはできません。同様に、この西村義樹氏の文言の内容を承知していることにおいても、田中太一氏は研究者としての学問的・道義的責任から逃れることはできません。

- ⑥ 「翻訳書が『認知文法論序説』を指すとしたら、西村委員は2013年にこの翻訳書にはあまりに多くの誤訳と悪訳があることにたまたま気づき、そのような翻訳書が流通することによって優れた学術書である原著の価値が著しく貶められかねないことを憂慮したため、この翻訳書の担当編集者のお一人にお電話でそのことを率直にお伝えし、その後、最初の2章の翻訳の中の明らかな誤訳の一部(32箇所)、それらに対応する原著の箇所、およびそれらの箇所を西村委員自身が訳したもの(合わせて以下「資料」と呼びます)をその編集者の方にお送りしました。(最初の2章はランダムに選んだものであり、他にも同程度またはそれに劣る質の章が複数あることを申し添えます。)… その間、西村委員は本務校や東京言語研究所を含む非常勤先での講義などで『認知文法論序説』が原著の理解に資する翻訳書ではないと自分が判断していることを、もちろん根拠も示して、明言してきましたが、これはそうすることが認知文法を長年専攻してきた西村委員の研究者としての義務であると考えたからです。…」

→ 翻訳書等に疑問を見出した場合、出版社にそのことを指摘するのは一般常識の範囲内だと判断されます。しかし、その指摘段階を超えての言動は、一般社会の判断基準においてはアカデミック・ハラスメントに該当します。

認知言語学の発展も、ひとつの理論・仮説を公正に論議・論証することで、さらにそのそれを乗り越えて行く理論・仮説の提示により促されていくものと考えます。そのことから見れば、西村義樹氏がすべきことは、優れた認知言語学の研究論考または、優れたラネカーの翻訳書を世に問うことのはずです。認知言語学の学問・研究は、個人のコンプレックスに根差した執拗性を発揮する場ではないはずです。

上記の内容を含み、西村義樹氏が指導学生の当方に対する対抗論文を、匿名で送りつけて来られた事実に見られる悪意、及び『認知言語類型論原理』筆者の中野 研一郎当方とのやり取りは、関係者及び関係機関の確認の基、公開手続が採られます。また、これ以降のやり取りは、公の場に移ることとなります。

以上

関西外国語大学
短期大学部
中野 研一郎

2019年12月13日